

苦情等の受付と公表について

苦情受付と公表を社会福祉法人 ソシネット山の手保育園のホームページに記載します。

社会福祉法第 82 条の規定に基づき、社会福祉法人 ソシネット山の手保育園に利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることを目的として苦情解決の窓口を設置しています。

苦情の受付・問い合わせ等

① 苦情の受付

苦情は面談、電話、ご意見箱、書面等で苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 苦情解決体制

当園に対して利用者の方々が自由に意見を伝えることができる「第三者を交えた公正な相談受付システム体制」を整えています。

利用者の方の率直なご意見を受け、「より魅力的な園とは何か」を真剣に考えます。

苦情解決結果の公表

○令和 5 年度の苦情等の申し出はありませんでした。